

平成24年1月31日

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課  
堤 様

一般社団法人フローリング協会  
会 長 小 黒 邦 雄  
(担当者：事務局 小林伸久)



## 「社会保険未加入対策」に係る意見書

今般説明のありました、「社会保険未加入対策」に関し、我々フローリング施工業者の団体としての意見を申し上げます。

我々、フローリングという内装工事の中でも最終仕上げに携わる業者は、極めて規模の小さな施工業者の団体です。従いまして、今回、説明された「社会保険未加入対策」について、現在の労働者の地位向上と、この業界に若手の労働者をこの業界の社会保険に関してレベルアップすることによって参入を促すということについては、基本的には賛成です。

しかしながら、ゼネコンさんの下請けで極めて厳しい価格での受注を余儀なくされている現状を考えると、今のまま推し進められたのでは、我々一次下請け業者の会社の負担を増やすことになり、さらに我々が請負い契約で仕事をしてもらう二次下請け業者の負担を増やすことになり、それだけでなく労働者が不足している状況がさらに悪化してしまう、職人が居なくなってしまう事態を深刻に心配しております。

我々の、業界では下請の労働者は、企業に所属するのではなく、請負業者として1人で仕事をする、いわゆる「1人親方」が圧倒的多数を占めます。今回の説明では、現在の法律上で適正かどうかを判断して、法的に問題があれば是正を指導していくとのことでした。1人親方の場合は、労災保険は「1人親方保険」でカバーできますが、雇用保険については、雇用はされていないので、加入したくてもできません。健康保険は「国民健康保険」、年金については「国民年金」というのが現状だと思います。これすら加入しているかどうかは労働者の自主性に任せており、チェックはしていないのが現状です。

従いまして、現状より一次下請け業者、及び二次下請け業者の負担を増やすのであれば、今回の説明の中にあつた見積りに法定福利費として別途に計上し、その分は施主から確実に元請け業者を経て、一次下請け業者、二次下請け業者に支払われ、その部分で我々業界が経費負担増になることのないようなしっかりした仕組みの構築が不可欠だと考えます。

また、導入の時期につきましても、もっともっと業界の現状をご理解いただき、十分に余裕のある進め方が望ましいと考えます。